

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人粟津福祉協会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法第45条の16第3項、同法第45条の19第6項において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。なお、社会福祉法第45条の35第1項に基づき、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員に対しては理事会出席等、必要の都度定額を支給することができる。
- 3 評議員に対しては評議員会出席等、必要の都度定額を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員に対する報酬は、理事会出席等、必要の都度、謝金として1人一律4,000円とする。

- 2 評議員に対する報酬は、評議員会出席、必要の都度、謝金として1人一律4,000円とする。

(報酬の支給日)

第5条 理事会・評議員会出席等の報酬は、年度末に一括支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。

(交通費)

第7条 役員及び評議員には、理事会・評議員会出席等、必要に応じ交通費として、1回一律1,000円支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は、負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 前項のうち、旅費(宿泊費含む)の支給基準及び支給方法については、別に定める旅費規程を準用する。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。